横浜市文化施設における

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年11月27日改訂版)

※適用期間令和2(2020)年12月1日から令和3(2021)年2月末日

目 次

1	本市文化施設感染症対策の基本的対策方針・・・・・・・・・・p2
2	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
3	施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・p4
4	本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・p5
5	参考・・・・・・・・・・・p5
6	施設種別対策・・・・・・・・・・・・・・・p11 ・共通
	・展示系施設(展示室、ギャラリー、アートギャラリー)
	・ホール系施設 (大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台)
	・練習系施設(練習室、リハーサル室)
	・講座系施設 (アトリエ、創作室、制作室、陶芸センター貸室、各種教室、自由作陶教室)
	・集会系施設 (会議室、多目的ルーム、ミーティングルーム、レクチャールーム、和室、茶室)

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的方針
- (1) 本ガイドラインは内閣官房事務連絡に示す「令和3年2月末」までの対応を示したものです。
- (2)「施設種別対策」に沿って対応します。
- (3) 各施設とも、感染症対策として、利用人数等について、以下の「施設種別制限内容」に沿って利用制限を行います。
- (4) 各施設主催事業についても、ガイドラインに沿って対策を実施してください。

【施設種別制限内容】

分類	具体的室名	主な制限内容
共通	全室	定員の2分の1以内
		※異なるグループ間では座席を1席空け、
		同一グループ(5人以内に限る)内では座
		席間隔を設けなくともよい。
		ただし、来場者がステージ上を除く客席又
		は各室において、大声での歓声、声援等を
		発し、又は歌唱する恐れのないものについ
		ては、定員の 100%以内とする。
		※定員を、50%を超えて 100%以内とする
		場合は 本ガイドラインに加え 「来年2月末
		までの催物の開催制限、イベント等におけ
		る感染症拡大防止ガイドライン遵守徹底に
		向けた取組強化等について」で示された
		イベント開催時の必要な感染防止策を講ず
		るものとする。
ホール系	大ホール、小ホール、レク	来場者がステージ上を除く客席、楽屋及び
	チャーホール、本舞台、第	ホワイエ等において、大声での歓声、声援
	二舞台、芸能ホール、能舞	等を発し、又は歌唱することが想定される
	台(練習利用も含む) 	場合、または、「来年2月末までの催物の開
		催制限、イベント等における感染症拡大防
		止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化
		等について」で示されたイベント開催時の 必要な感染性止笑を講ずることが難しい提
		必要な感染防止策を講ずることが難しい場 合など、定員の 50%を上限とする時は、前
		日など、足員の50%を工限とする時は、削り 後左右空けて着席
		夜左右至りて酒店 ステージ上については、一律にソーシャル
		ディスタンスをとるのではなく、業種別ガ
		イドラインに基づく対応を取るものとす
		る。
		U 0

展示系	展示室、ギャラリー	客席は2 m 大 で で で で で で で で で で で で で で で で で で
練習室系	リハーサル室、練習室、ス タジオ、音楽ルーム、カル チャー工房、音楽工房	管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に 注意した利用とする。 大声での発声、歌唱は適切な距離をとり、 対面にならないような並び方を工夫する。
講座系集会室系	アトリエ会議室、集会室、研修室	_

※横浜能楽堂「研修室」、大倉山記念館「集会室」及びSTスポットは利用実態に応じた対応。 ※長浜ホール「多目的ルーム」、吉野町市民プラザ「会議室」及び岩間市民プラザ「レクチャールーム」の利用は練習室系施設のガイドラインに準じた対応。

2 本ガイドラインの対象施設

- (1) 区民文化センター
 - a 鶴見区民文化センター (サルビアホール)
 - b 神奈川区民文化センター (かなっくホール)
 - c 港南区民文化センター(ひまわりの郷)
 - d 旭区民文化センター (サンハート)
 - e 磯子区民文化センター (杉田劇場)
 - f 緑区民文化センター (みどりアートパーク)
 - g 青葉区民文化センター (フィリアホール)
 - h 戸塚区民文化センター(さくらプラザ)
 - i 栄区民文化センター (リリス)
 - j 泉区民文化センター (テアトルフォンテ)
- (2) 横浜美術館
- (3) 横浜みなとみらいホール
- (4) 横浜能楽堂
- (5) 横浜にぎわい座
- (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
- (7) 横浜市民ギャラリー
- (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
- (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
- (10) 吉野町市民プラザ
- (11) 岩間市民プラザ
- (12) 大倉山記念館
- (13) 長浜ホール
- (14) 久良岐能舞台
- (15) 陶芸センター
- (16) 大佛次郎記念館
- (17) STスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である(1)接触感染及び(2)飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。

また、集客が見込まれる催しについては、(3)集客施設としてのリスクの所在を確認して ください。

(1)接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位(ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ等)には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを 出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の 距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リ スクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、 $\frac{6 + 2(2020)}{12}$ 月1日から $\frac{6}{12}$ 日までとします。

なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも 改訂いたします。

令和3年3月以降のガイドラインの取り扱いについて現時点でお示しすることができません。そのため令和3年3月以降の利用者の皆様へは柔軟かつ丁寧な対応をお願いいたします。

5 参考資料

(1) 基本的対処方針:

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部 決定)

(2) 内閣官房通知:

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染症拡大防止ガイドライン 遵守徹底に向けた取組強化等について」(抜粋)

(令和2年11月12日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) ※次頁に抜粋添付

(3) 博物館ガイドライン:

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (令和2年9月18日付公益財団法人日本博物館協会)

(4) 劇場音楽堂等ガイドライン:

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (令和2年9月18日付公益社団法人全国公立文化施設協会)

(5) 合唱ガイドライン:

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン (令和2年11月26日付一般社団法人全日本合唱連盟)

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1)徹底した感染防止等	(収容率50%を超える催物を開催するための前提)
1	マスク常時着用の 担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
2	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2)基本的な感染防止等	
3	①~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を 禁止すること等)
4	手洗	・こまめな手洗の奨励
5	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の こまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
6	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が 回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等(続き)

- 飲食の制限
 ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 ・過度な飲酒の自粛
 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。
 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
- ① 参加者の制限 ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知 している場合は払い戻し不要。

・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握

- 接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励

 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

 (2) 演者の行動管理

 ・有症状者は出演・練習を控える
 ・深去・深舌等と知客が保煙が終。体類時間等に接触しないとる確実な措置を講じるととまた。
 - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ① 催物前後の行動管理 ・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ④ ガイドライン遵守の ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 旨の公表

(3) イベント開催の共通の前提

参加者の把握

- (15) 入退場やエリア内の 行動管理 ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、 ④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- (b) 地域の感染状況に応 ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 じた対応 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
- ※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

<u>大声での歓声・声援等がないことを</u> <u>前提としうる</u>ものの例

<u>大声での歓声・声援等が</u> <u>想定される</u>ものの例

音楽

クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲

<u>想定される</u>ものの例 音楽

演劇等

等のコンサート

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等

サッカー、野球、大相撲 等

ロックコンサート、ポップコンサート 等

スポーツイベント

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

公演

キャラクターショー、親子会公演 等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、 タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等 ※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を 適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂 を呼びかけ

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の 考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン 改訂を呼びかけ

- (注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 - ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、 8 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策(別紙1)を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をすること(マスクを 外すこと)によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

大声を出す

- ○合唱 (演者間の距離)
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散 による演者間の感染

エビデンス・実績

- ○合唱(演者間の距離)
- ・屋内の飛沫、マイクロ 飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- ○合唱 (演者間の距離)
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- 講じる防止策(マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等)に応じた適切な対人距離の確保
 例:マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- 適切な換気の実施(測定装置の設置等)

食事をする

・食事に伴いマスクを外した 場合の、**発声による飛沫、** マイクロ飛沫の飛散 ・食事時の飛沫飛散の 実測

○映画館

(別紙2)

- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁(注意喚起、監視体制等)
- ・食事時以外のマスク着用厳守(必要に応じ配布等)
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施(測定装置の設置等)

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での**密接、密集**の発生 による**接触感染、飛沫感染**の 増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加
- ・屋外の飛沫、マイクロ 飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた **実証実績**

- ○<u>野外ロックフェス、初詣</u> (別紙4、5)
- ・**移動時**の適切な**対人距離**の確保(**誘導人員の配置等**)
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた 適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- · 大声が発生しないよう**注意喚起**

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



場面②

大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。

場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 事例が報告されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4抜粋

(対象) 凡例

来場者:公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方

施設利用者:施設を借りて利用する方

施設管理者:指定管理者

	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A00	共通	来場者 施設管理者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。	•
Δ01	共通	施設利用者 来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。	©
	共通	施設管理者	登館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。	0
7102	八旭	施設利用者	来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットをお願いする。	
A03	共通	来場者	本場有にはマヘン 信用又はハンカナで口を復り等の咳エアケットをお願いする。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。	0
A04	共通	施設管理者	施設側スタッフはマスク着用を必須とする。	0
A05	共通	来場者	削除	
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所(受付や出入り口、トイレ等)の床には十分な間隔(最低1m)おきに待機線(マーキング)を貼る。	•
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。	0
			現金の取り扱いをできるだけ滅らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導	
A08	共通	施設管理者	入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。	•
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱 (37.5°Cを目安として) 又は風邪の症状がある場合の来館自 粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。	©
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。	0
	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。	0
A12	共通	施設管理者	・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量(一人あたり毎時30㎡)が確保できていることを確認すること。	©
			【自然換気による場合】 ・換気回数(部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数)を毎時2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。)とする。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。	
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する(ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等)。手を触れないで済む工夫が可能であれば検討する。	0
414	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立で等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。	0
415	共通	施設管理者	貸出備品類(楽器を除く)は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。	0
416	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の 取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。	0
417	共通	施設管理者	長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。	0
418	共通	施設管理者施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け(体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参等)や、入場制限、利用定員などの案内等についての広報(WEBサイト、ちらし掲出等)を行う。	0
A19	共通	施設利用者	パンフレット、ちらし、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。プレゼント差	0
A20	共通	施設管理者	し入れは控えるようにお願いする。 トイレの蓋がある場所では蓋を閉めて水を流すよう、お願いの掲示をする。個人用タオルやハンカ	©
A21	共通	施設管理者	チを持参していただくよう、事前にお知らせし、ハンドドライヤーの利用は中止する。 ショップ、カフェ、ドリンクコーナー、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン(オール日本スーパーマーケット協会他) 外食業の事業継続のためのガイドライン(日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会) 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン(日本図書館協会)	©

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A23	共通	施設利用者施設管理者	施設利用者に対して、参加者全員の氏名及び緊急連絡先(グループで参加している場合には代表者氏名連絡先と人数のみ)を把握し、名簿の作成を依頼する。利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムの導入を推奨する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムを導入し、登録した場合には名簿の作成は不要とする。 ※施設管理者が行う自主事業においても、同様の扱いとする。 ※個人情報を収集した場合には、来場者に新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする連絡以外には使用しないことをあらかじめ伝えた上で、1か月をめどに確実にシュレッダー等で廃棄する。	©
A24	共通	来場者	大声での会話は極力回避していただく。	•
A25	共通	施設管理者	今回のガイドラインの対応を取るにあたり開館時間の短縮が必要な場合には、文化振興課と調整する。	0
A26	共通	施設管理者 施設利用者	スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。	0
A27	共通	施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。	0
A28	共通	施設利用者	ごみは利用者が持ち帰る。	0
A29	共通	施設利用者	飲食については、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 ○対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。	©
A30	共通	施設管理者	3 密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。 また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。	0
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討すること。	0
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染(疑い含む)を把握した場合には、報告様式に基づき、文 化振興課あてに、速やかに報告する。	0
A33	共通	施設管理者施設利用者	定員の2分の1以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。 ただし、来場者がステージ上を除く客席または各室において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内とする。 ※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は本ガイドラインに加え「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染症拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずるものとする。自主事業の場合は施設管理者が対策を実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請しチェックリストの提出を求める。	©
A34	共通	施設管理者施設利用者	チケットを販売する際には、その催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。また、チケットを定員の50%を超えて100%以内にて販売する場合には、マスクの着用が必須であることや、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知を行う。	•
A35	共通	施設管理者施設利用者	来場者を定員の50%を超えて100%以内を見込む場合は、来場者全員の入室前の検温を実施すること。 自主事業の場合は施設管理者が実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請し、チェックリストの提出を求める。	©
A36	共通	施設利用者	合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌い手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」(一般社団法人全日本合唱連盟策定)を遵守する。 また、連続した練習時間は30分以内とし、5分以上の換気を行う。	0

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
B01	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	対面での会話を極力回避する。人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。	0
B02	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入館前のサーモグラフィや非接触検温器による検温を実施する。発熱等の症状がある場合には入館 をお控えいただく旨の掲示する。	0
B03	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、施設管理者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。	•
B04	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	自動音声による注意喚起等特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。	0
B05	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	大人数での来館を制限する	0
B06	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限、人と人が接触しない)を空けることする。 来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染症拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」で示されたイベント開催時の必要な感染防止策を講ずることが難しい場合で、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を要することとする。	©
B07	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内においても、フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する(最低限、人と人が接触しない程度の間隔)。屋外展示も同様とする。	0
B08	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示設営時に人と人との間隔を極力とる。	•
B09	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B10	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B11	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内(屋外展示の場合は展示エリア)における会話制限を行う。	0
B12	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B13	展示系施設(展示室、ギャラリー)	施設管理者施設利用者	直接手で触れることができる展示物(ハンズオン)は感染リスクが高いので展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることがないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。	•
B14	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティーション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く。	•
B15	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	オーディオガイド、ヘッドフォン等の貸出物については、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒 が行えない場合は貸出中止とする。	0

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
C01	ホール系施設(ホール、講堂等)	施設利用者	来場者がステージ上を除く客席、楽屋及びホワイエ等において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染症拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」の12月以降のイベント開催制限のあり方についてで示されている対策を講じることが難しい場合など、定員の50%を上限とする時は、前後左右空けて着席。	©
C02	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	客席最前列と出演者のアクティングエリアの間は2m空ける。この際、客席数を確保するために出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティングエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする。 舞台から客席までに高低差がある場合には飛沫の飛ぶ距離が長くなるため、距離について十分な配慮をする。	©
C03	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。	•
C04	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等 の工夫を行う。また券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。	0
C05	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。	•
C06	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。	0
C07	ホール系施設 (ホール、講堂等)	来場者	入待ち及び出待ちは控えていただく。また、プレゼント及び差し入れも控えていただく。	0
C08	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	パンフレット等の物販を行う場合、購入者には十分な間隔(最低1m)を空けていただく。	0
C10	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用ください。多くの人が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わない。	0
C11	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者間でも感染拡大を防ぐため、石けんによる手洗い又は手指消毒等感染防止対策を行う。	0
C12	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者、スタッフ等は各自検温し、発熱がある場合には自宅待機とする。また風邪の症状がある場合にも自宅待機を促す。	0
C13	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者施設利用者	楽屋においても、適宜ドアや窓を開けるなど換気を行う。	0
C14	ホール系施設(ホール、講堂等)	施設利用者	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに 基づく対応を取るものとする。 客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。	0
C15	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等)は行わない。	0
C16	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	0
C17	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討。	•
C18	ホール系施設(ホール、講堂等)	施設管理者	ドリンクコーナーを営業する場合は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン(オール日本スーパーマーケット協会他)」及び「外食業の事業継続のためのガイドライン(日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会)」に沿った感染防止対策をとること。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。	0
C19	ホール系施設(ホール、講堂等)	施設管理者	オペラグラス、ブランケット等の貸し出し物品については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。クロークサービスは中止する。	0
C20	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者 来場者	休憩時のホワイエで、来場者同士の距離確保を呼び掛ける。	•

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
D01	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設管理者	削除	
D02	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	大声での発声、歌唱は適切な距趙をとり、対面にならないような並び方を工夫する	0
D03	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	利用にあたっては対面は極力避け、十分な身体的距離(最低1m)をとる。	0
D04	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	0
D05	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	削除	
D06	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設管理者 施設利用者	機械換気に加え、必要に応じて窓や扉の開放等により自然換気を行う。	0
D07	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設管理者	利用枠の間は、常時ドア、窓等を開けるなどにより換気を行う。	0
D08	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	削除	
D09	練習室系施設 (練習室、リハーサル 室)	施設利用者	管楽器の演奏等については、定員を50%を超えて100%以内とする場合は、楽器用マスクや遮蔽版 を設置する等の飛沫拡散対策を行うものとする。	0
E01	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E02	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E03	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E04	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設管理者	削除	
F01	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	
F02	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	